

## 第1章 総則

(団体名称)

第1条 団体名称は、LAB&PEACE (ラブアンドピース) という。

(事務所)

第2条 この団体は、所在地を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この団体は、ラブラドル・レトリバー及びゴールデン・レトリバーをはじめ、さまざまな犬を愛する人たちが集まり、相互支援を行うことより、犬と人との幸福で豊かな生活の実現を目的とする。

(基本理念)

第4条 この団体は、保護犬の人との共生を求める権利を認め、保護犬が穏やかな生活と和やかな生涯を送ることができるよう、①保護犬が人と一つ屋根の下で共に生活でき、拘束されることなく室内で自由に行動できることが保障され、②規則正しくバランスの取れた食事と運動を受けることができ、健康の維持と体毛の管理がなされることを基本理念とする。

(活動内容)

第5条 この団体は、第3条の目的及び第4条の基本理念を実現するため、不幸な犬を保護して犬の救済活動を行うこととし、細則で定める範囲において、保護犬の里親探し、飼養トライアル、保護犬の正式譲渡等の動物愛護活動と適正飼養の普及啓発活動を行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、正会員のみとする。

(入会)

第7条 会員としてこの団体に入会しようとするものは、入会申込書を代表者に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費 12,000 円を納入しなければならない。

(退会)

第9条

- 1 会員は、退会届を代表者に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければな

らない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品・物品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 担当者

(種別・職務と選任)

第12条

- 1 この団体は、次の担当者を置く。
  - (1) 代表者 1名
  - (2) 広報担当者 1名
  - (3) 渉外担当者 1名
  - (4) センター対応担当者 1名
  - (5) 会計担当者 1名
- 2 代表者は、総会において選任する。
- 3 その他の担当者は、代表者が選任する。

(任期)

第13条 担当者の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(解任)

第14条 担当者が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他担当者としてふさわしくない行為があったとき。

(費用等)

第15条 担当者は、報酬を受けることはできないが、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

### 第4章 総会

(種別)

第16条 この段階の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 担当者の選任又は解任、職務
- (4) 事業計画及び収支予算並びに収支決算
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

#### 第19条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 代表者が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員の過半数が同意したとき。

(招集)

#### 第20条

- 1 総会は、代表者が招集する。
- 2 代表者は、前条第2項第2号の規定による同意があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

#### 第23条

- 1 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) その他の収入
- (4) 団体名で作成したホームページ及び文書の原本

(資産の管理・保管)

第25条 資産は、代表者が管理し、その保管は、会計担当者が担当する。

(経費の支弁)

第26条 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

(会計報告)

第27条 会計担当者は、毎月会計報告を行うとともに、毎年1回収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第28条 この団体の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第30条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議。ただし、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- (2) 正会員の欠亡

(残余財産の処分)

第31条 解散後の残余財産は、総会で議決したものに帰属させるものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第32条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、代表者が別に定める。